

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 10 回）

日時：令和 2 年 7 月 8 日（水）

午後 2 時～

場所：第二庁舎 4 階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（１）首都圏との往来に関する注意喚起について（資料 1、資料 2）

（２）医療提供体制等について（資料 3）

3 その他

・要配慮者利用施設の避難対策について（資料 4）

4 知事指示

5 閉 会

全国における感染者の発生状況について

令和 2 年 7 月 8 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 全国における感染者の発生状況（7月7日時点）

【単位：人】

	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日
全 国	151	192	213	234	241	203	188

(出典：厚生労働省ホームページ)

2 首都圏における感染者の発生状況（7月7日時点）

【単位：人】

都道府県名	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日
埼 玉 県	14	19	26	27	21	16	27
千 葉 県	7	11	9	16	7	9	11
東 京 都	67	107	124	131	111	102	106
神 奈 川 県	6	13	24	20	20	11	9

(出典：各都道府県ホームページ)

3 東北各県における感染者の発生状況（7月7日時点）

【単位：人】

都道府県名	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日
宮 城 県	1	—	2	1	—	—	—
山 形 県	—	—	—	1	—	1	—

(出典：各都道府県ホームページ)

首都圏との往来に関する注意喚起について

令和 2 年 7 月 8 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感染者の発生状況

- 東京都において新規感染者数が増加しており、2 日以降、1 日当たりの感染者数は 6 日連続して 100 人を超過。

感染の原因の一つとして、夜の繁華街における接待を伴う飲食店や会食の場が挙げられているところ。

2 首都圏との往来に関する注意点

- こうした状況を踏まえ、県民の皆様には、首都圏への移動については、より慎重にさせていただくよう御協力をお願いします。
- また、訪問した場合は、夜の繁華街における接待を伴う飲食店や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の 3 条件の重なるような場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。
- 引き続き「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（COCOA）」の活用について御協力をお願いします。
- 帰県した後、体調に異常を感じたときは「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談するほか、例えば、2 週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組について御協力をお願いします。

県外との往来

- 観光に関しては、訪問先の感染状況に注意しながら都道府県をまたぐ移動を行っても差し支えないが、観光地においては人と人との間隔を確保。

＜外出自粛の段階的緩和＞

時 期		外出自粛	
		県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
移行期間	ステップ① ～5月31日（日）	×	×
	ステップ① 6月 1日（月） ～ 6月18日（木）	△ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、真にやむを得ない場合を除き、避ける	観光振興は県内で
	ステップ② 6月19日（金） ～ 7月 9日（木）	○	△ 県をまたぐ観光振興は徐々に
	ステップ③ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）		
移行期間後	感染状況を見つつ、 8月1日（土） を目途		○

イベント・行事等の開催

○ イベント制限については、7月10日からの一段階緩和を予定通り実施。

＜イベント等開催の段階的緩和＞

時 期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
					全国的・広域的	地域の行事
移行期間	ステップ① ～6月18日（木）	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	×	×	△ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人
	ステップ② 6月19日（金） ～ 7月9日（木）	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 無観客（ネット中継等）		○
	ステップ③ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人		
移行期間後	感染状況を見つ、 8月1日（土） を目途	○ 【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし	○ 【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし	○ 【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし	△ 十分な間隔 （できれば2m）	
留意点		密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意（ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応）	入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	感染状況を踏まえて、判断	特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

※6月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うこと。

（注）屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度とする。屋外にあっては十分な間隔（できれば2m）を確保すること。

＜感染防止策＞

- ・発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が実施されていること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける交流等を極力控えること
- ・7月10日から運用を開始する「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用や、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うこと

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に つ い て



令和2年7月8日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 感染拡大防止に向けたお願い

1 開始期間

令和2年7月9日（木）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

(1) 県外との往来

- 観光に関しては、訪問先の感染状況に注意しながら都道府県をまたぐ移動を行っても差し支えありませんが、観光地においては人と人との間隔を確保するようご協力をお願いします。
- 首都圏への移動については、より慎重にさせていただくようご協力をお願いします。
また、訪問した場合は、夜の繁華街における接待を伴う飲食店や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なるような場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。
- 引き続き「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（COCOA）」の活用についてご協力をお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 帰県した後、体調に異常を感じたときは「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談するほか、例えば、2週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組についてご協力をお願いします。

<外出自粛の段階的緩和>

時 期		外出自粛	
		県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
移行期間	ステップ① ～5月31日（日）	×	×
	ステップ② 6月 1日（月） ～ 6月18日（木）	△ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、真にやむを得ない場合を除き、避ける	観光振興は県内で
	ステップ③ 6月19日（金） ～ 7月 9日（木）	○	△ 県をまたぐ観光振興は徐々に
	ステップ④ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）		
移行期間後	感染状況を見つつ、 8月1日（土） を目途		○

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(2) イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により段階的に開催するようご協力をお願いします。

<イベント等開催の段階的緩和>

時 期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
					全国的・広域的	地域の行事
移行期間	ステップ① ～6月18日(木)	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	×	×	△ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人
	ステップ② 6月19日(金) ～ 7月9日(木)	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 無観客(ネット中継等)		○
	ステップ③ 7月10日(金) ～ 7月31日(金)	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人		
移行期間後	感染状況を見つ、 8月1日(土) を目途	○ 【屋内】50%(人数上限なし) 【屋外】人数上限なし	○ 【屋内】50%(人数上限なし) 【屋外】人数上限なし	○ 【屋内】50%(人数上限なし) 【屋外】人数上限なし	△ 十分な間隔 (できれば2m)	
留意点		密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽系にも注意(ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応)	入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	感染状況を踏まえて、判断	特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

※6月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。

(注)屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度とする。屋外にあっては十分な間隔(できれば2m)を確保すること。

<感染防止策>

- ・発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が実施されていること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける交流等を極力控えること
- ・7月10日から運用を開始する「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用や、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うこと

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(3) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染の再流行を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止対策に取り組みながら生活を送るようご協力をお願いします。

(4) 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を避けていただくようご協力をお願いします。

※ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店やライブハウス、スポーツジム等においてはクラスターが発生していること、不特定多数での会食やカラオケを行うことなどにはリスクが存在することに留意。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（５）各施設における感染防止対策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら事業活動を行うようご協力をお願いします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組へのご協力をお願いします。
- また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の実践へのご協力をお願いします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。

※ カラオケ、スポーツジムは5月25日にガイドラインを策定。接待を伴う飲食店及びライブハウスについては6月13日にガイドラインを策定。

（６）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

屋 外		屋 内									
運動施設 （屋外）	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 （スーパー等）	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場		
密 接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限	
	密 集	接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に2 mを 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置、客と 客の間に仕切 り	入退出時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	真正面は避ける、客と客との間に仕切り、 座席間隔を空ける（1～2 m）	入退出時（行列を含む）等に2 mを目安とした人の距離
四方を空けた席配置				レジ等で間隔を空ける（床に印をつける等）	四方を空けた席配置、展示配置の工夫	四方を空けた席配置、生徒と生徒の間に仕切り		座席間隔に留意（2 mを目安）			
密 閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席、2方向換気、密閉した個室の使用回避・定員の半分での利用	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	
衛 生 対 策 ・ そ の 他	マスク着用				マスク・フェイスガード等着用		マスク着用		マスク・フェイスガード等着用	マスク着用	
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける								大声での会話自粛、音楽などの音を最小限にし客同士が大声で会話していないか確認
	スポーツ後の飲み会等は控える	—	入場時手指衛生				こまめな手洗い	—	入場時手指衛生		
	施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス							大皿の自粛			
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	酒類の提供時間の配慮	（滞在時間が長い場合）入退場時体調チェック	
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散											

医療提供体制等について

令和2年7月8日
健康福祉部

1 感染状況等

- (1) 県内の新規感染者数（4月15日以降） 0人
 ※累計感染者数（7月7日現在） 16人（男10人、女6人）

(2) PCR検査件数の推移

2月(2/14~)	3月	4月	5月	6月	7月(~7/6)	合計
43	237	570	83	64	10	1,007

(3) 相談件数の推移（帰国者・接触者相談センター）

3月(3/2~)	4月	5月	6月	7月(~7/6)	合計
2,133	4,286	2,191	1,436	295	10,341

2 相談・検査・医療体制

(1) 相談体制（帰国者・接触者相談センター）

○コールセンターの回線数：8回線（5/1~）

(2) 検査体制

○PCR検査可能件数：1日200件 → 1日300件（予定）

【検査機関】

- ・県健康環境センター、秋田市保健所、県総合保健事業団、秋田大学医学部附属病院 等

(3) 外来医療体制（帰国者・接触者外来）

○帰国者・接触者外来設置数：20か所 → 24か所（予定）

- ・既存医療機関：13か所（各二次医療圏に設置済）
- ・仮設診療所：7か所（能代・山本、横手を除く6医療圏に設置済）

(4) 入院医療体制（感染症指定医療機関など）

○患者受入可能な病床数：105床（15病院）→ 200床以上（予定）

○軽症者等の宿泊療養施設：収容29人→収容人数を拡充（休床病棟も活用）

資料提供 令和2年7月8日（水）
健康福祉部 保健・疾病対策課
担当者 熊谷僚子・佐藤理絵・柿崎亨介
TEL 018-860-1422
美の国あきたネット掲載 有
コンテンツ番号 50770

LINE 公式アカウント 秋田県-新型コロナ対策パーソナルサポート
新型コロナウイルス感染拡大防止システム

「秋田県版新型コロナ安心システム」の運用開始について

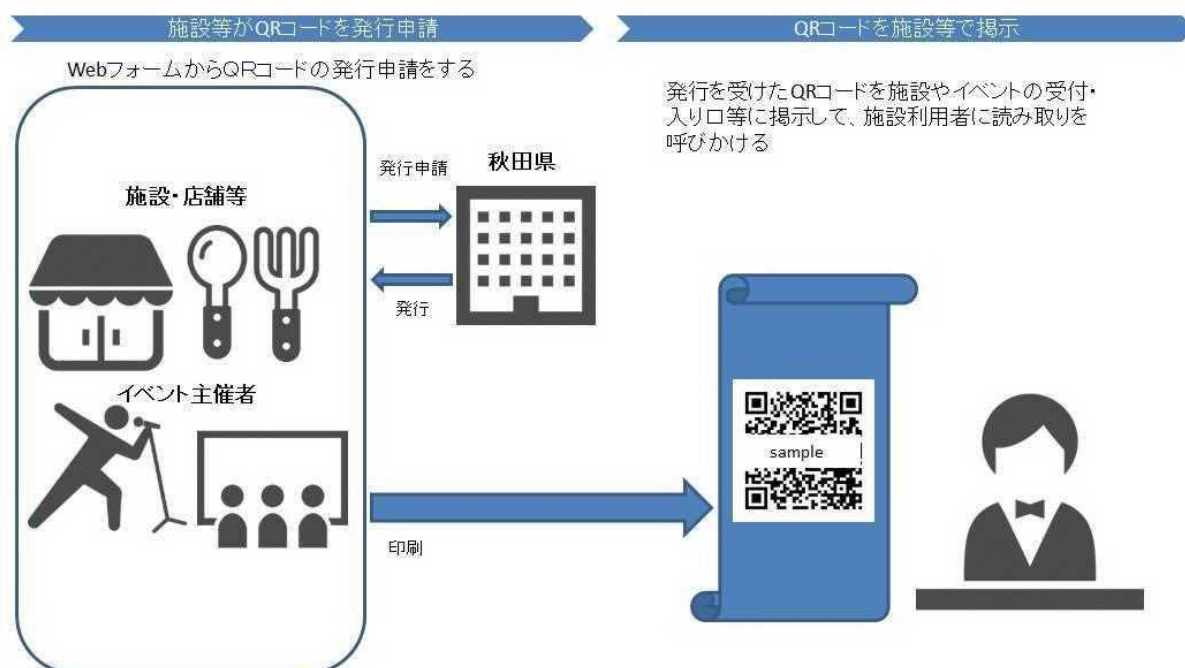
県では、県内の施設やイベントで新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合に、濃厚接触者の可能性があることを通知する「秋田県版新型コロナ安心システム」の運用を令和2年7月10日（金）より開始します。

感染の第2波に備え、安心できる環境を整備していくため、多くの事業者のみなさまや県民のみなさまにご利用いただけるよう、周知についてよろしくお願いします。

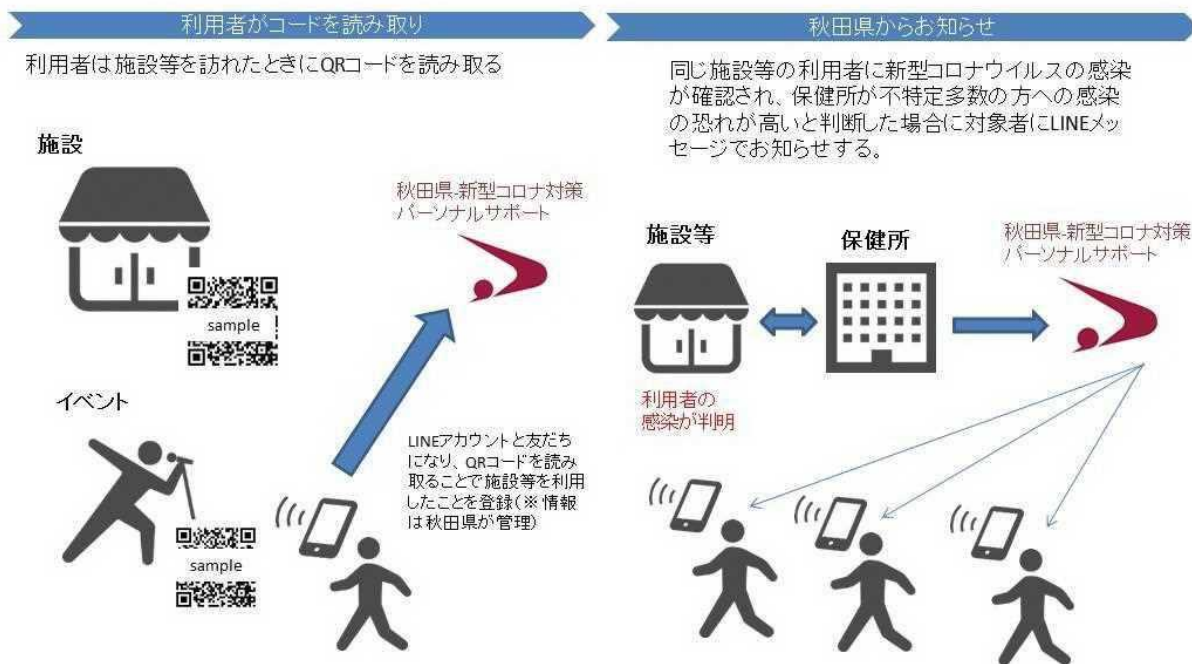
このシステムは、施設・店舗やイベント会場等に掲示された QR コードを、利用者が読み取って同システムに登録いただくことで、施設等を利用された方の感染が後日判明した場合で、濃厚接触者の可能性がある場合や、クラスターの発生が確認された場合などに、秋田県から LINE メッセージでお知らせするものです。

利用方法

事業者のみなさま



県民のみなさま



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【よくある質問】

(事業者のみなさまへ)

●感染者が施設等を利用していた場合に、施設名や利用日などの情報が伝わるのですか？

利用者に一斉送信するLINEメッセージには、施設名、イベント名、利用日などの情報は記載しません。ただし、クラスター発生等のおそれがある場合は、秋田県のホームページや報道機関への情報提供により公表することがあります。

●大型イベントや大型施設の場合も、1つのQRコードを発行して、入口などに1か所掲示すればよいですか？

部屋(空間)やフロアなどにより、複数の場所に区分できる場合は、それぞれの場所ごとにQRコードを分けて発行することで、感染者発生時に、より詳細な絞り込みが可能となり、感染拡大防止につながります。利用者の利便性なども踏まえて、ご検討ください。例えば、複数のスクリーンがある映画館の場合、できるだけスクリーンごとにQRコードを発行いただくようお願いします。

(県民のみなさまへ)

●どのようなメッセージが届くのですか？

新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたが登録した施設やイベントを利用していたことのお知らせと、相談窓口のご案内を記載したメッセージをお送りします。

●メッセージを受け取った人はどうすればよいですか？

メッセージが届いても、必ずしも感染を意味するものではありませんが、状況確認のため、症状の有無にかかわらず、メッセージに記載された相談窓口にご連絡ください。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況について

資料 4

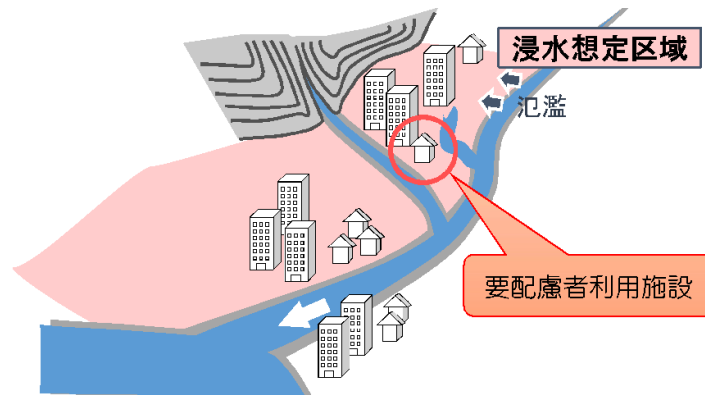
法改正

- 平成29年6月19日に、**水防法**と**土砂災害防止法**が**改正**された。
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画作成とそれに基づく避難訓練の実施が義務付け**られた。

※市町村地域防災計画にその名称と所在地が定められた施設が対象

●要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設



避難確保計画作成状況

(単位：箇所)

水防法関係	全国計	秋田県	
	H31.3.31現在 (国公表済み)	H31.3.31現在 (国公表済み)	R2.1.30現在 (河川砂防課調)
対象施設数	67,901	575	575
計画作成済み施設数	24,234	252	381
進捗率 (%)	35.7	43.8	66.3

(単位：箇所)

土砂災害防止法関係	全国計	秋田県	
	H31.3.31現在 (国公表済み)	H31.3.31現在 (国公表済み)	R1.12.1現在 (総合防災課調)
対象施設数	13,741	98	129
計画作成済み施設数	4,958	24	68
進捗率 (%)	36.1	24.5	52.7